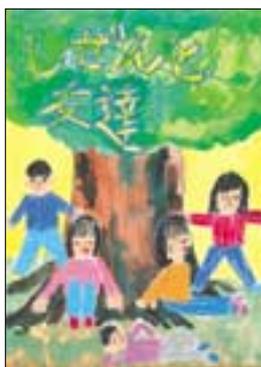




広島県の環境

平成14(2002)年版環境白書〈概要〉
(環境に関する年次報告)

平成14年度環境月間ポスター
特選（知事賞）受賞作品



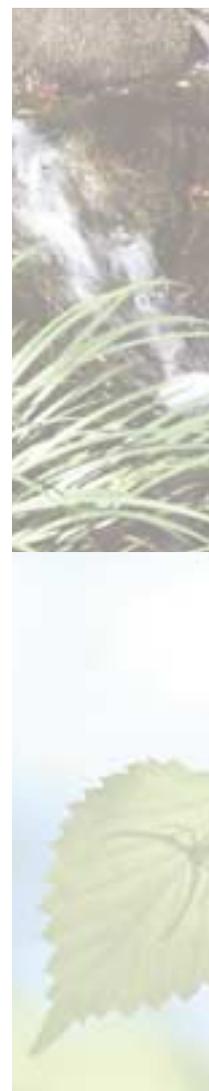
いとはら りん
糸原 凜
(広島市立八木小学校3年)



ひらかわ ゆり
平川 友梨
(黒瀬町立黒瀬中学校3年)



にしきおり くみ
錦織 久美
(広島県立府中高等学校2年)



Contents

第一部 総 説

第1章 持続可能な社会を目指して	
第1節 環境の世紀のあり方	1
第2節 「持続可能な社会」の実現に向けた広島県の取組	2
第2章 環境施策の展開 ～ 主要施策 ～	
第1節 平成13年度において特に講じた施策	3
第2節 平成14年度において特に講じようとする施策	6

第二部 環境問題の現状及び環境の保全に関する施策

第1章 循環 ～ 環境への負荷が少ない循環型社会広島 ～	
第1節 大気環境の保全	11
第2節 水環境の保全	13
第3節 瀬戸内海的环境保全・創造	15
第4節 騒音・振動・悪臭の防止	16
第5節 化学物質による環境リスクの低減	18
第6節 廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理の推進	20
第2章 共生 ～ 自然と人がふれあう潤いのある広島 ～	
第1節 優れた自然環境の保全	22
第2節 生物多様性の保全	23
第3節 身近に自然を感じられる快適環境の形成	24
第3章 参加 ～ みんなの参加により環境をはぐくむ広島 ～	25
第4章 交流 ～ 交流と連携により環境を守り育てる広島 ～	26
第5章 地球 ～ 地球環境の保全に貢献する広島 ～	27
第6章 共通的基盤的施策の推進	29



環境白書 (概要版) の 刊行にあたって

広島県知事 藤田 雄山

今日の環境問題の多くは、私たちの日常の生活や事業活動を原因とするものです。これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄を続けていけば、地球温暖化問題や廃棄物問題を始めとする環境の制約に直面し、私たちの生存と活動の基盤である環境を破壊してしまうことになりかねません。

こうした事態を避けるためには、私たちのライフスタイルや社会経済活動のあり方など、社会全体の仕組みを環境に配慮したものに変わっていくことにより、社会そのものを持続可能なものとしていくことが必要です。

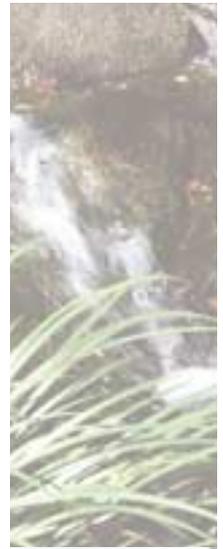
県では、こうした持続可能な社会を実現するため、「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」を基本理念として環境施策に取り組んでいます。

特に、平成14年度からは、県民、事業者、行政などの全ての活動を環境に配慮したものに変わっていくために必要な基盤づくりを進めるため、「取組みの環(わ)づくり」、「資源循環の環(わ)づくり」、「共生の環(わ)づくり」という3つの環づくりを積極的に展開していくこととしています。

この冊子は、「広島県環境白書(平成14年版)」を要約したものです。

本編が、環境問題についての関心を高め、持続可能な社会づくりに向けた具体的な行動の参考となれば幸いです。

平成14年10月



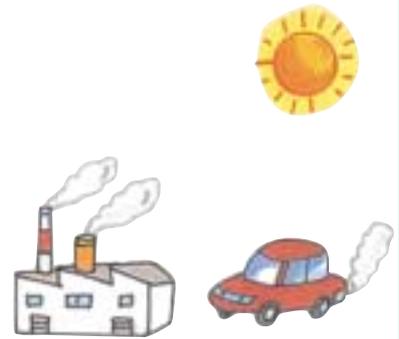


数字で見る環境問題

9回

平成13年度の光化学オキシダント注意報の発令回数は9回（日数では5日。）県民への周知やばい煙排出量の削減要請等を行いました。

[▶11ページへ](#)



約4割

瀬戸内海に流れ込む汚水の約4割が生活排水です。生活排水が瀬戸内海の水を汚す大きな原因となっています。

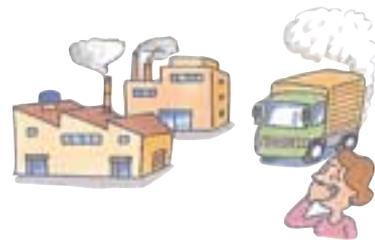
[▶13ページへ](#)



約1,500事業所

県内のPRTR（環境汚染物質排出・移動登録）の対象事業所は、約1,500あると見込まれています。

[▶18ページへ](#)



1,084g

1人が1日当たり出すゴミの量は1,084gです。

[▶20ページへ](#)



3.7年

県内の産業廃棄物最終処分場（管理型）の残余年数は、平成12年度末で、3.7年となっており、極めてひっ迫した状況にあります。



▶20ページへ

約807万人

平成13年に県内の自然公園・自然歩道・野外レクリエーション施設を利用した人は、約807万人います。



▶22ページへ

300種

平成7年度に作成の広島県版レッドデータブックでは、絶滅のおそれがある野生生物として、300種が選定されました。貴重な植物や動物が絶滅しそうな状況にあります。



▶23ページへ

18市町村

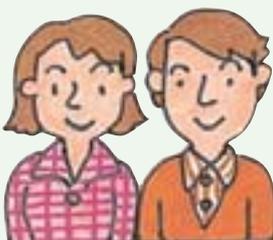
景観指定地域に指定されている市町村は、県内86市町村のうち18市町村あります。



▶24ページへ

2,153人

平成13年度広島県内で106クラブ、2,153人のメンバーがこどもエコクラブに登録し、小中学生が自主的に様々な環境保全活動に取り組みました。



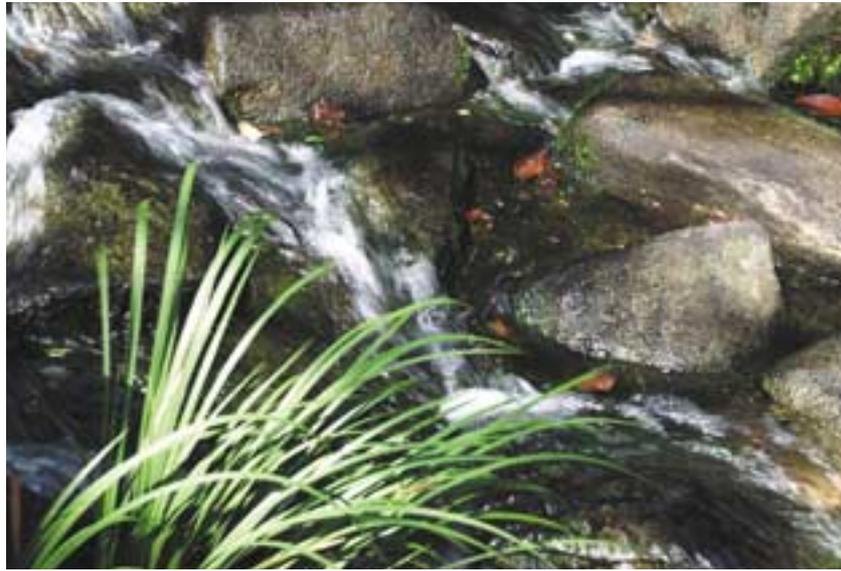
▶25ページへ

13.2トン-CO₂

広島県の二酸化炭素の排出量（平成11年度）は、約38,072千t-CO₂であり、県民1人当たりに換算すると約13.2t-CO₂となります。これは、1人が1年間にガソリンを5,714リットル使用したことに相当します。



▶27ページへ



第一部 ● 総 説

第1章 持続可能な社会を目指して

第1節 環境の世紀のあり方

1 今日の環境問題

私たちを取り巻く自然環境は、大気・水・土壌・生態系の微妙なバランスによって成り立っています。

他方、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、資源・エネルギーの採取、不用物の排出等の形で自然環境に対し負荷をかけています。元々、自然環境には、人間の活動によって生じた負荷を吸収・軽減する機能がありますが、その機能にも限界があり、それを超えたとき様々な環境問題が生じてきます。

今日の環境問題は、次の3つの大きな特徴が見られます。

第一は、環境問題の多くが私たちの日常生活や事業活動に起因しており、私たちの多くが原因者であり、被害者でもあるケースが一般化していることです。

第二は、長期的な影響をもたらすようなおそれがあり、また、発生のメカニズムや影響の科学的解明が十分でない問題が増えていることです。

第三は、人間の活動領域の拡大が、人と環境との関係に大きな変化をもたらし、自然の物質循環や生態系に深刻な影響を引き起こしていることです。

2 実現すべき社会

私たちは、こうした今日の環境問題を克服しながら、豊かな環境を守り、次代へと継承していく責務があります。このためには、私たちの日常生活や事業活動など、社会のあり方を見直す必要があると考えられます。

1. 環境と人との関わり

私たちは、将来の世代に、良好な環境を継承していくという大きな責任を負っています。このまま手をこまねいていると、良好な環境を確保するために、さらに多くの年月と経費を要することになります。今、私たちは、知恵と努力を傾けて持続可能な社会を目指し、環境との間に健全な関係を築いていかなければならない、大きな分岐点に立っています。

2. 持続可能な社会の構築

持続可能な社会を実現するためには、可能な限り環境への負荷を生み出す資源・エネルギーの使用を効率化するとともに、生産活動や消費活動の単位あたりの環境負荷を低減する必要があります。

今後の方向性としては、あらゆる主体が自らの日常生活や事業活動において、十分な環境配慮を織り込むことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄の生産・消費パターンから脱却し、資源・エネルギーの大量消費に依存しない新たな段階に移行することが必要です。

第2節 「持続可能な社会」の実現に向けた広島県の取組

1 環境施策の基本理念

総合的で計画的な環境保全施策を推進するため、平成7年に「広島県環境基本条例」を制定しました。

この条例では、環境保全に関する基本理念や県民・事業者・行政の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的としています。

広島県環境基本条例

～ 健全で恵み豊かな環境を次代に継承していくために ～

基本理念

環境の恵沢の享受と継承

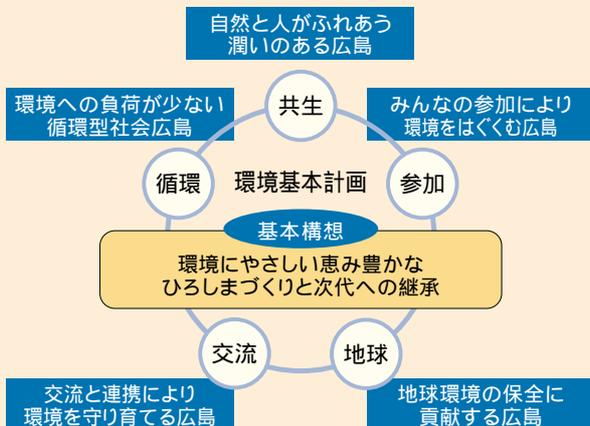
環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

地球環境の保全の推進

環境基本条例の理念に則り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島県環境基本計画」を平成9年3月に策定しました。

この計画は、県が環境行政を遂行するにあたっての具体的なガイドラインを示す、環境の保全に関する総合計画であると同時に、経済社会活動やライフスタイルと深く結びついた今日の環境問題に対する県民・事業者の意識改革と自主的な取組の基本的な方向を示すものです。

広島県環境基本計画



2 新たな施策方針

今日の地球温暖化問題、廃棄物問題や自然との共生など複雑・多様化した環境問題に適切に対応し、持続可能な社会を実現していくためには、県民・事業者・行政全ての活動に「環境への配慮」を織り込んでいくことが重要であることから、平成14年度は「はじめます次代のための環境づくり」の施策方針のもとに、各種の施策を展開していきます。

ひろしま環境創造

～ はじめます 次代のための環境づくり ～

県民・事業者・行政の全ての活動に「環境への配慮」を織り込み、協働して取組を進めていくための仕組みやシナリオを提示して参ります。

平成14年度は、これらの“基盤づくりの年”と位置付け、「はじめます次代のための環境づくり」の方針のもとに、ひろしまの環境創造を進めていきます。

重点的・緊急的に取り組むべき施策として、「取組みの環(わ)づくり」、「資源循環の環(わ)づくり」、「共生の環(わ)づくり」という3つの環づくりで積極的な展開を図ります。

「持続可能な社会」の実現



第2章 環境施策の展開 ～ 主要施策 ～

第1節 平成13年度において特に講じた施策

1 循環型経済拠点形成促進事業

21世紀において、本県が持続的に発展し、環境と調和した活力ある社会を築いていくため、平成12年12月に国のエコタウンプランとして承認を受けだびんごエコタウン構想の推進を図りました。

1. びんごエコタウン構想推進委員会の開催

学識経験者・産業界・行政等による委員会を開催し、びんごエコタウン構想に盛り込まれた事業の推進方策や、新たに推進すべき方策について検討しました。

2. 環境関連産業プロジェクトチームの設置

環境関連産業や流通業者等によるプロジェクトチームを設置し、環境関連産業の事業化に向けた支援を行いました。

3. びんごエコタウン実行計画の策定

びんごエコタウン構想の実現及びリサイクル技術や施設の集積に向けた実行計画を策定しました。

2 福山リサイクル発電事業

可燃ごみのRDF（固形燃料）化による高効率発電や熔融スラグの有効活用を行う「福山リサイクル発電施設」の運用開始（平成16年度）に向けて、事業主体である福山リサイクル発電株式会社を中心に環境影響評価作業を実施するとともに、福山リサイクル発電施設の土木工事に着手しました。

3 廃棄物減量化・適正処理推進事業

深刻な社会問題となっている廃棄物問題に対応するため、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化））を柱とする廃棄物の減量化を推進するとともに、安全性・信頼性向上のための適正処理を推進しました。

1. 新世紀ごみ減量化推進事業

一般廃棄物の広域処理を行う市町村で構成される県内2ブロックにおいて、新世紀ごみ減量化モデル事業を実施し、減量化目標の設定や実行プランの作成、堆肥化やマイバック運動などの3R事業を実践しました。

2. 廃棄物処理計画策定事業

県の総合的な廃棄物対策のマスタープランとして、廃棄物全般に関する廃棄物処理計画の策定に着手し、県内の廃棄物実態調査等を実施しました。

3. 公共関与廃棄物処分場の整備

廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争の多発や廃棄物処理法の規制強化により、廃棄物最終処分場の確保はますます困難となっており、広島地区、福山地区において公共関与による廃棄物処分場の整備を推進しました。

4 地球環境保全の推進

地球的規模の環境問題の中でも、地球温暖化の問題は早急に対策を講じなければならない重要な問題です。このため、地球温暖化対策推進法の円滑な実施を図り、温室効果ガス排出量削減に関する取組等を推進しました。

1. 地球温暖化対策実行計画の推進等

地球温暖化対策を総合的かつ効果的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成12年4月に指定した広島県地球温暖化防止活動センターの活動を支援しました。

また、平成12年3月に策定した「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県が排出する温室効果ガスの排出抑制と職員一人ひとりの省エネルギー・省資源への取組を推進するため、各所属の推進責任者等を対象とした研修会を開催するとともに、点検活動を実施しました。なお、13年度における計画の実績は次表のとおりであり、二酸化炭素の総排出量は基準年度に比べ、4.9%増加しました。

一方、市町村における温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定を支援するため、市町村会議等において計画策定に関する情報提供を行いました。

広島県地球温暖化対策実行計画実績（主要項目）

項目	単位	基準年度 (平成10年度)	平成 12年度	平成13年度		目標値 (平成16年度)	
				基準年度比	基準年度比		
電気使用量の削減	千kWh	93,244	96,432	101,479	108.8	基準年度比 - 5%	
エネルギー 供給設備等 燃料使用量 の削減	重油	千リットル	2,740	2,923	2,869	104.7	基準年度比 - 6%
	灯油	千リットル	1,666	1,785	1,682	101.0	
	LPG	千m ³	218	198	189	86.7	
	都市ガス	千m ³	5,604	3,513	3,393	60.5	
公用車燃料使用量の削減	千リットル	3,181	3,182	3,251	102.2	基準年度比 - 1.0%	
二酸化炭素発生量	t-CO ₂	64,618	66,416	67,759	104.9	基準年度比 - 6%	

注)平成13年度は速報値

県環境対策室調べ

2. 県内二酸化炭素排出量実態調査事業

地球温暖化対策推進法に基づく取組を推進し、適切な対策を講ずるため、広島県の各部門（産業、民生、運輸等）からの二酸化炭素の排出実態を調査しました。

3. 広島県グリーン購入方針の策定

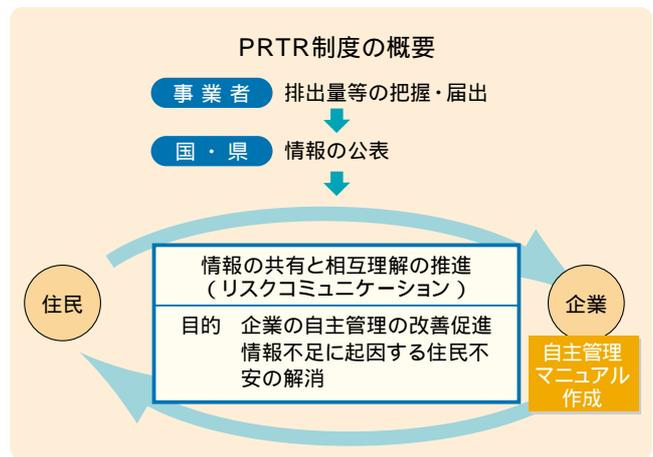
平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「広島県グリーン購入方針」を策定し、環境にやさしい物品の購入を推進しました。

5 有害化学物質環境リスク低減対策事業

ダイオキシン類及び環境ホルモンについて環境汚染状況調査を行うとともに、有害な化学物質について、環境リスク管理や低減の推進を図るなど、総合的な有害化学物質対策を推進しました。

1. PRTR推進事業

平成14年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく有害化学物質の排出量等の届出が開始されることから、法の円滑な実施を図るため、制度の普及啓発や事業者への指導（自主管理マニュアル作成等）を行いました。



2. 環境汚染状況調査・排出抑制の推進

(1) 環境汚染状況調査

ダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月15日施行）に基づく常時監視を実施するとともに、環境ホルモンの環境汚染調査により汚染の実態を把握しました。

区分	調査地点	地点数 (H13)	調査対象
ダイオキシン類	廃棄物焼却施設周辺地域	12地点	大気、水質、土壌
	一般環境	12地点	大気、水質、土壌
環境ホルモン	主要河川及び海域	13地点	水質、底質

(2) ダイオキシン類の発生源対策

平成14年12月から現行より厳しいダイオキシン類の排出基準が適用されるため、当該基準が適用される廃棄物焼却施設に対し、早期対応を指導しました。

また、ダイオキシン類対策特別措置法により新たに規制対象となった小型焼却施設や廃棄物処分場等に対し、立入調査を実施するなど発生源対策を強化しました。

ダイオキシン類 排出濃度 行政検査	産業廃棄物焼却施設等(排ガス)	19施設
	廃棄物処分場等(放流水)	6施設

6 瀬戸内海的环境保全・創造対策

瀬戸内海の海域環境を健全な状態に保全・修復し、優れた環境を次代に継承していくため、平成13年3月に策定した「瀬戸内海環境保全・創造プラン」を基に、県民・事業者の自主的・主体的な行動を促進するとともに、環境保全・創造に向けた施策を推進しました。

1. 環境保全・創造プランの推進

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」をPRすることにより、瀬戸内海的环境に関する理解や関心を高めるとともに、今後推進していく関連事業についての理解と協力を得ました。

2. 第5次水質総量規制の推進

平成16年度を目標年次とした第5次水質総量規制に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定についての検討を行いました。

3. 「瀬戸内海的环境の保全に関する広島県計画」の推進

平成12年12月に国の「瀬戸内海環境保全基本計画」が変更されたことを受け、関係府県とも連携しながら、県計画の変更についての検討を行いました。

4. 底質改善技術の調査研究

海生物の浄化機能を利用した底質(ヘドロ)の改善技術について、産業技術総合研究所中国センターと共同で研究を行い、環境修復に関する知見の蓄積を図りました。

5. 瀬戸内海広域連携の推進

沿岸府県市が広域的に連携して瀬戸内海的环境保全・創造に向けた諸施策を行うため「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」に参画し、共通する課題について検討・協議を行いました。

7 自然環境保全の推進

1. 希少野生生物保護管理事業

緊急に保護を要する野生生物の育成・生息環境の保全と保護管理事業を進めるとともに、絶滅のおそれの高いツキノワグマについて、クマの里山定着化を防ぐためにクマレンジャーによる出没地域周辺でのパトロール等を実施しました。

2. 自然公園等整備事業

(1) 中央森林公園拡充整備事業

広島空港周辺のより一層の魅力アップとにぎわいの創出を図るため、自然環境と調和した多目的ホール、コテージ、ガーデン等の施設整備を行いました。

(2) 自然公園等の整備・管理

多様化する県民のニーズに応えるため、より魅力的な空間の創出を目指した野外レクリエーション施設・自然公園施設の整備を行いました。また、適正に管理することにより、優れた自然の風景地を保護し、県民の快適な利用を図り、自然保護に対する理解・認識を深めていきました。

- 恐羅漢牛小屋高原エコロジーキャンプ場(平成13年7月供用開始)



第2節 平成14年度において特に講じようとする施策

1 環境創造システム構築事業

現在の環境問題は、かつての企業活動による公害問題から、ダイオキシン類等有害化学物質問題の顕在化、廃棄物の増加、地球規模の環境問題など複雑・多様化しています。このような、全ての者が環境汚染者であると同時に被害者である環境問題に的確に対応し、21世紀を真に環境の世紀とするため、「環境への配慮」が自主的・自発的に行われる基盤となる仕組みづくりを進めていきます。

県民・事業者・行政の新たな取組のための基盤づくり

事業名	見直し理由	見直しのポイント
環境基本計画 改定事業 (平成9年3月策定)	地球温暖化問題や有害化学物質問題等幅広い環境問題に的確に対応	目標、達成シナリオ、スケジュールの明記 重点プロジェクトの設定等
公害防止条例 改正事業 (昭和46年7月公布)	県民・事業者・行政すべてが環境に配慮した行動	名称変更を含め全面改正 県民や事業者の自主的取組の推進等
廃棄物処理計画 策定事業	廃棄物処理法の改正 従来の産業廃棄物処理計画に一般廃棄物を加えた計画策定	減量化目標の設定 ごみ減量化、廃棄物処理システムの確立、ライフスタイルの見直し等

県自ら率先して取り組むための基盤づくり

事業名	内容
環境配慮推進システム構築事業	環境配慮に係る率先行動として、県公共事業等において自主的な環境配慮の取組を進めるための仕組みを構築する。
環境にやさしい低公害車導入事業	県の公用車に率先して環境にやさしい低公害車(天然ガス自動車5台)を導入することにより、県内企業や市町村への導入促進を図り、自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図る。

2 環境関連情報提供システム整備事業

県民・事業者・行政の各主体における環境配慮への自主的な取組を促進し、各主体の参加による良好な環境づくりを推進するため、「ITひろしま行動計画2005」に基づき、環境に関する情報を体系的に管理・発信するシステムを整備します。

環境関連情報を電子データとして一元的に管理・加工する「情報管理機能(地理情報及び最新の監視データ等

を含む。)」及び体系的に整理した環境情報を県民等に提供する「情報提供機能(県ホームページの拡充)」を有するシステムを構築します。平成14年度は、主として「情報提供機能」の整備を行います。

3 地球環境保全の推進

地球的規模の環境問題の中でも、地球温暖化の問題は早急に対策を講じなければならない重要な問題です。このため、地球温暖化対策推進法の円滑な実施を図り、県民・事業者・行政等の各主体での温室効果ガス排出量削減に関する取組を推進します。

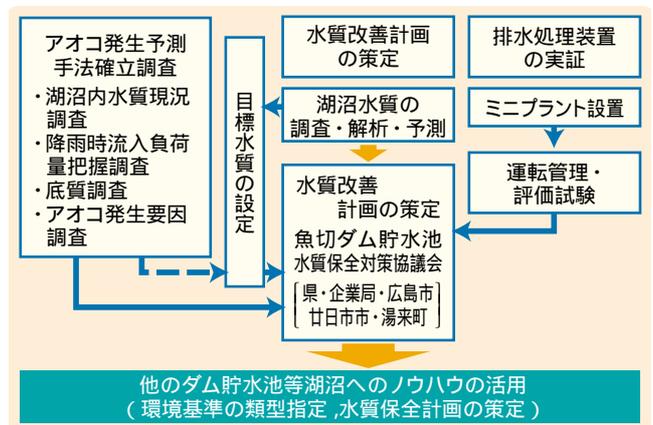
また、「広島県地球温暖化対策実行計画」(平成12年3月策定)に基づいて、県が排出する温室効果ガスの排出抑制や「広島県グリーン購入方針」に基づき、環境にやさしい物品の購入を推進します。

4 湖沼水質改善対策 (魚切ダム貯水池水質改善対策)

魚切ダム貯水池ではアオコの発生による利水障害が起きているため、土木建築部と連携し湖沼水質改善対策事業を行います。この事業で得た成果は、他のダム貯水池等湖沼の水質保全計画に反映させていきます。

アオコ発生予測手法確立調査

魚切ダム貯水池の水質現況等の調査を行うとともに、アオコの発生条件を室内試験で再現し、発生要因の解明と発生予測手法を検討します。



5 生活排水処理対策推進事業

「広島県污水適正処理構想」の目標達成に向けて、中山間地域をはじめ、集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域における生活排水対策を推進するため、

個人設置型の『小型合併処理浄化槽設置整備事業（H元～県費補助開始）』の充実に加え、

市町村が公共事業として整備を行う『特定地域生活排水処理事業』の県費補助制度を新たに創設して、合併処理浄化槽の整備・普及を促進し、県内の污水処理率の向上を図ります。

区分	小型合併処理浄化槽設置整備事業	特定地域生活排水処理対策推進事業
事業内容	個人設置の合併処理浄化槽に助成する市町村に対し、事業費を補助	市町村が公共事業として合併処理浄化槽を整備する事業に対し起債償還費を補助
補助の方法	市町村の事業費の1/3(財政力指数により変動)を事業実施年度に補助	市町村の起債元金償還額(交付税措置分を除く)の1/2若しくは1/3を起債元金償還年度に補助

6 リサイクル促進総合対策事業

環境への負荷の少ない循環型社会広島を構築していくため、びんごエコタウン構想の実現と県内全域への波及、市町村の広域的なごみの減量化・リサイクルへの取組に対する支援を行います。

1. 循環型経済拠点形成促進事業

本県が持続的に発展し、環境と調和した活力ある社会を築いていくため、「びんごエコタウン構想」の実現を図るとともに、県内全域への波及を図ります。

びんごエコタウン構想推進委員会の運営

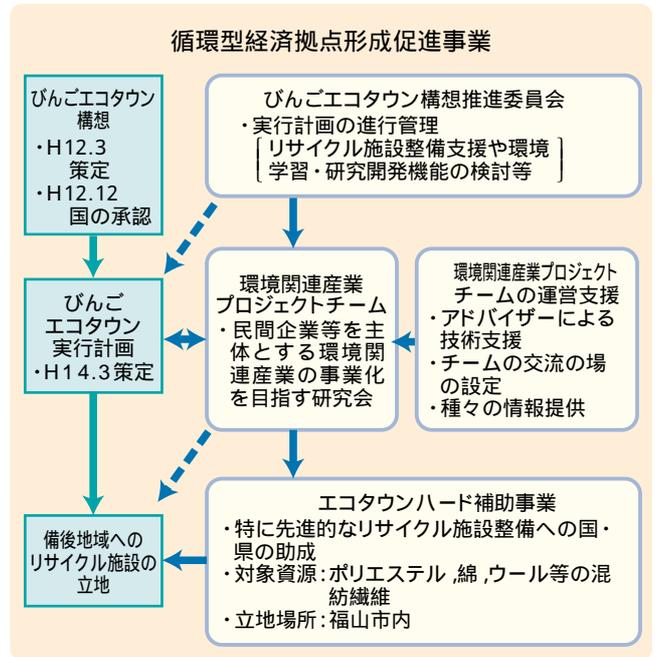
構想具体化のための取組方法等について検討するための産学官による委員会の運営。

環境関連産業プロジェクトチームの運営支援

構想の理念である循環型社会の構築を目指し、民間主体の事業化に向けた研究会（環境関連産業プロジェクトチーム）に対して支援。

エコタウンハード補助事業

先進的なりサイクル施設の整備に対する助成。



2. 福山リサイクル発電事業

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じてダイオキシン類、二酸化炭素の削減等環境対策を進めるとともに、資源・エネルギー対策を進め、併せて市町村の廃棄物処理コストの低減を図るため、「福山リサイクル発電」によるRDF発電事業を実施します。また、この施設整備に対し、新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進事業を活用した補助を行います。

福山リサイクル発電整備事業

《事業主体》
福山リサイクル発電株式会社
出資者：県、福山市他15市町村、
(財)広島県環境保全公社、日本鋼管㈱

《施設の概要》
RDF処理能力：314t-RDF/日
発電出力：約20,000kw
(約6万世帯分に相当)
設置場所：福山市箕沖町

《スケジュール》

項目	年度	12	13	14	15	16～
環境影響評価						
施設設計						
施設建設						運用開始

ダイオキシン規制強化 (14.12.1) 試運転開始

3. 広域ゴミゼロアクション支援事業

平成13年度に実施した「新世紀ごみ減量化モデル事業」の成果を、全県的に普及展開するため、広域的な3R事業を共同で実践する市町村の取組基盤づくりを支援し、ごみの減量化・資源化施策を推進します。

広域ゴミゼロアクション支援事業

モデル事業の成果

新世紀ごみ減量化モデル事業で、「堆肥化」や「マイバック運動」など多種多様な3R事業を实践
官民一体となった取組基盤のもと効果的な3R事業の实践によりごみの減量やコスト削減を実現

モデル事業の成果を全県的に普及展開するため、「広域ゴミゼロアクション支援事業」では、市町村が共同で広域的な3R(リデュース,リユース,リサイクル)に取り組む際の基盤となる「実行プラン」づくりを支援

《支援対象》ごみの共同処理又は地域再編に向け共同処理を志向する複数の市町村

《支援内容》市町村の「実行プラン」づくりを支援

《負担区分》県1/2,市町村1/2

《実行プランの内容》
ごみの減量化目標
分別収集の統一化
方策
具体的な3Rの共同実践事業

県の支援による「実行プラン」づくりを通じて市町村が広域的な3R施策を实践

県の役割: 実行プランづくりを支援
市町村の役割: プランに基づき3R事業を共同で実践

7 廃棄物処理対策推進事業

深刻な社会問題となっている廃棄物問題に対応するため、県内の廃棄物の減量化を進めるとともに、安全性・信頼性向上のための適正処理を推進します。

1. 公共関与廃棄物処分場整備事業

廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争の多発や廃棄物処理法の規制強化により、廃棄物最終処分場の確保はますます困難となっており、公共関与による廃棄物処分場の整備を推進します。

区分	計画の概要		
	受入開始(予定)	埋立容量(埋立面積)	平成14年度事業内容
広島市出島地区	平成18年度	190万m ³ (18.0ha)	環境調査他
福山市箕沖地区	平成19年度以降	104万m ³ (15.7ha)	環境調査他

2. 廃棄物処理計画策定事業(再掲)

廃棄物処理法の改正に伴い、従来の産業廃棄物に一般廃棄物を加えた総合的な廃棄物処理計画を策定します。

3. PCB廃棄物処理促進事業

PCB廃棄物の処理促進の観点から、費用負担能力の小さい県内の中小企業に対して処理費用の助成を行うため、国や他の都道府県と協調して基金を造成します。

4. 産業廃棄物埋立税の創設

広島県が実施する廃棄物の抑制施策に県内各界からの幅広い意見を反映させるため、平成13年10月に設置した「廃棄物抑制検討懇話会」からの提言を受け、産業廃棄物の抑制を図る経済的手法として、産業廃棄物埋立税の導入を図ります。

8 自然公園等の利用促進事業

県内には、国立公園1カ所、国定公園2カ所、県立自然公園6カ所、自然歩道2路線が指定されており、地域の貴重な観光資源として、全施設で年間800万人を超える利用者がいます。

そのため、県を代表する優れた自然環境を保全するとともに、ふれあいの場、安らぎの場の利用拠点として整備を行います。

1. 自然公園等施設整備事業

国立公園、国定公園、県立自然公園及び野外レクリエーション施設において、老朽化したトイレなど各種施設の整備等を行います。

2. 自然歩道等利用促進調査事業

緊急雇用創出基金事業により、県内の自然歩道等の現況調査(荒廃、雑草)や簡易修繕(標識等)、草刈、樹木剪定、灌木伐採等を行います。

実施方法: 民間企業、団体等に委託して実施

委託期間: 平成14年7月~平成15年3月

雇用規模: 年間66人(実人数)

3. せとうちエコロード(仮称)検討調査事業

瀬戸内海国立公園の指定要件である、多島美の自然景観と歴史的文化施設などの人文景観を一体的に利用できるよう、瀬戸内海の豊かな地域資源である景勝地や歴史文化施設等の実態調査を実施し、自然歩道としてのルート指定・整備を検討します。

9 野生生物等との共生事業

野生生物との共生を図るため、希少野生生物の現状を把

握した第2次県版レッドデータブック(RDB)種選定事業及び個体数の増減により問題が生じている鳥獣の適正管理を目的とした特定鳥獣保護管理計画策定事業を実施します。

第2次県版RDB種選定事業

第2次RDB種を選定するため、
希少野生生物の現状調査を実施する。

調査期間:平成14年度～15年度
調査内容:植物,群落,哺乳類,鳥類,淡水魚類,爬虫類・両生類,昆虫類等の現地調査
第2次選定:平成15年度

特定鳥獣保護管理計画策定事業

農林作物への加害や広域的な対策が必要である等問題の生じている特定鳥獣について,科学的な視点から適正管理を行うために特定鳥獣保護管理計画を策定する。

鳥獣名	事業内容
シカ	計画策定に必要な生息調査を実施する。 調査内容:生息分布等 調査期間:平成14年度 策定年度:平成15年度 計画内容:メスジカの狩猟解禁
イノシシ	計画策定に必要な生息調査を実施する。 調査内容:生息分布等 調査期間:平成14年度 策定年度:平成15年度 計画内容:狩猟期間の延長
ツキノワグマ	絶滅のおそれがあるとともに,人身被害が生じる危険性のあるツキノワグマについて,西中国山地地域個体群として広域的な保護管理を実施するために,3県(広島,鳥根,山口)共同の計画を策定する。

10 瀬戸内海環境保全推進事業

住民参加による環境保全活動の活発化を図るとともに,これまで取組が不十分であった海洋生物に関する調査を促進することにより,瀬戸内海の環境保全を推進します。

1. せとうち海援隊支援事業

海浜における環境保全活動(海浜清掃・緑化,海岸・干潟生物調査)を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定

認定団体の活動に対し,傷害保険,賠償保険への加入,活動団体等を表す表示板の設置,活動状況のPR等,により支援

せとうち海援隊支援事業

14年度 (試行実施)	<ul style="list-style-type: none"> ● 海浜の清掃活動を実施する5団体程度を認定 ● 住民参加型の海岸・干潟生物調査のマニュアル作成
15年度～ (本格実施)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定団体数:25団体程度/年 ● 認定のパターン <ul style="list-style-type: none"> :清掃・緑化のみ :海岸・干潟生物調査のみ : , の両方

2. 海洋生物等モニタリング調査

調査の概要

海岸等の生物分布など生態系の面から海域環境を適確に把握するためのモニタリング調査を実施

生態系メカニズム解明等のための「専門的」な調査
調査結果の蓄積,解析により,海域環境の保全・修復に関する施策の検討・実施等に活用

調査の内容

調査対象:海岸の生物分布(貝類,藻類,植物等)等
調査箇所:貴重な自然環境が現存している宮島の海岸

3箇所

調査頻度:3回/年



第二部 ● 環境問題の現状及び 環境の保全に関する施策

この部では、平成13年度に講じた施策及び平成14年度に講じる施策の主なものを「広島県環境基本計画」（平成9年3月策定）の基本目標に沿って要約しています。

第1章 循環

～ 環境への負荷が少ない循環型社会広島 ～

第1節 大気環境の保全

大気汚染とは、工場・事業場や自動車の排出ガスなどに含まれる汚染物質や、大気中の汚染物質が太陽の紫外線により光化学反応を起こしてできる光化学オキシダントなどによって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響が生じてくるとみられるような状態をいいます。

1 環境基準

大気汚染物質は、呼吸器など人の健康に影響を与えることがあります。そのため、健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの9物質について全国一律の環境基準が定められています。

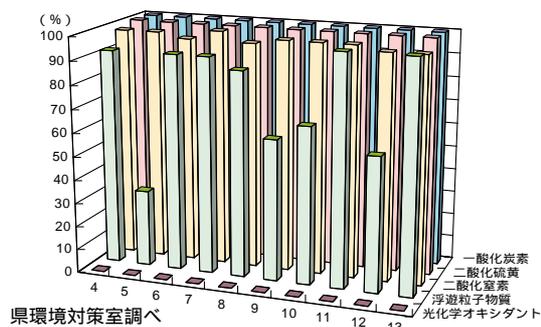
大気汚染に係る環境基準

汚染物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること

注) 常時監視項目のみ。

2 大気汚染の現状

県内の大気汚染の状況は、二酸化硫黄、一酸化炭素は改善されているものの、自動車交通等により二酸化窒素や浮遊粒子状物質は環境基準を達成していない測定局があり、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準が未達成となっています。



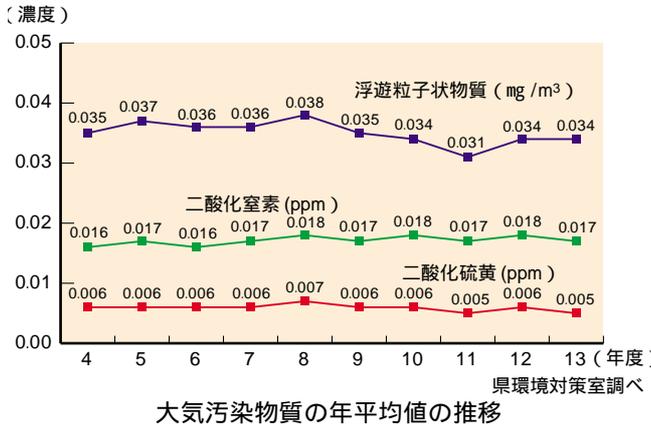
大気汚染に係る環境基準達成状況の推移

大気汚染に係る環境基準達成状況

	測定局数	達成局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	36	36	100.0
二酸化窒素	48	46	95.8
一酸化炭素	5	5	100.0
光化学オキシダント	31	0	0.0
浮遊粒子状物質	43	42	97.7

注) 監視システムに未接続のものを含む。

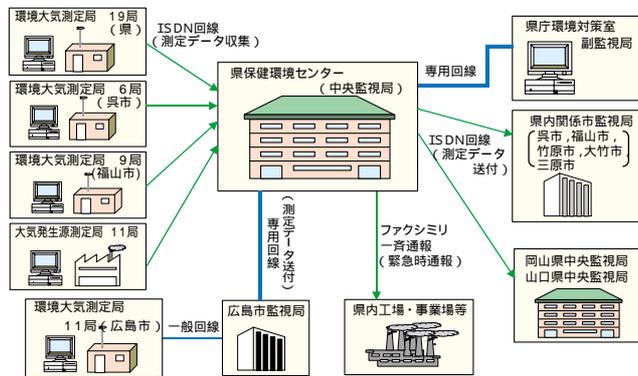
県環境対策室調べ



3 大気環境保全のための主な取組

1. 大気汚染の常時監視等

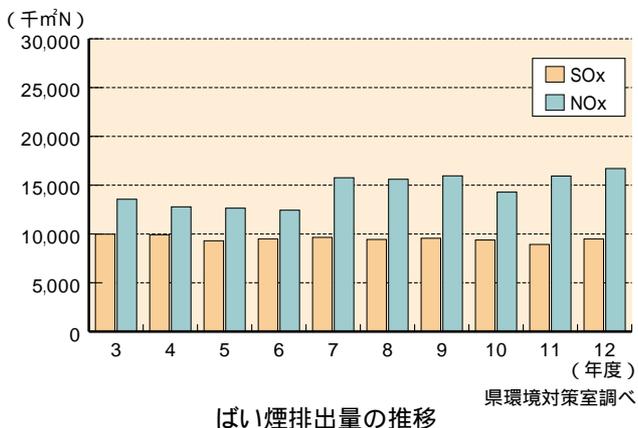
県内の11市7町に設置している45局の大気測定局と中央監視局とで構成する監視システムにより、大気環境を常時測定しています。



大気汚染監視システム系統図

2. 固定発生源対策

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等について、K値規制や総量規制などの排出規制及び監視指導・立入検査を行っています。

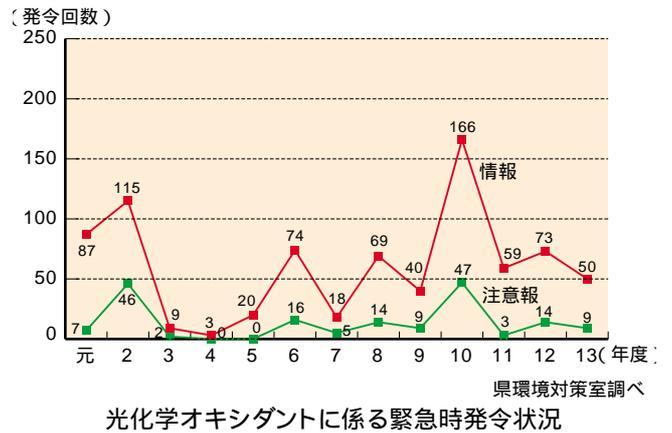


3. 移動発生源対策

自動車などの移動発生源については、排出ガス規制や整備不良車両の取締り、交通・物流体系の整備を行っています。

4. 緊急時の措置

県内各地域に設置した常時監視測定局における硫黄酸化物、光化学オキシダント等の測定濃度が一定の基準を超えた場合は、「情報」、「注意報」、「警報」を発令し、工場・事業場に対するばい煙排出量の減少の要請や、県民への周知等を行い、健康被害の防止を図っています。



第2節 水環境の保全

水質汚濁とは、河川や海域などの公共用水域や地下水に含まれる有機物、重金属、化学物質、微生物等の量が増加した状態をいい、その汚濁原因としては、工場・事業場、家庭、畜舎、田畑等があります。

1 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する基準」（健康項目）と「生活環境保全に関する基準」（生活環境項目）に分けられます。

「人の健康の保護に関する基準」は、いわゆる有害物質で26項目からなり全水域一律の基準が定められています。

「生活環境保全に関する基準」は、9項目からなり、全水域を河川・湖沼・海域に分け、さらにそれぞれを利用目的に応じ類型指定し、基準が定められています。

水質汚濁に係る環境基準

〔健康項目〕

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下

注）海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

〔生活環境項目〕

●河川

	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/ℓ)	浮遊物質 (SS) (mg/ℓ)	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	主利用目的
AA	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下	自然環境保全, 水道
A	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下	水道, 水産, 水浴
B	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下	水道, 水産
C	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	—	水産, 工業用水
D	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	—	工業用水, 農業用水
E	6.0~8.5	10以下	ごみなし	2以上	—	工業用水, 環境保全

●湖沼(1)

	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	浮遊物質 (SS) (mg/ℓ)	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	主利用目的
AA	6.5~8.5	1以下	1以下	7.5以上	50以下	自然環境保全, 水道, 水産
A	6.5~8.5	3以下	5以下	7.5以上	1,000以下	水道, 水産, 水浴
B	6.5~8.5	5以下	15以下	5以上	—	水産, 工業用水, 農業用水
C	6.0~8.5	8以下	ごみなし	2以上	—	工業用水, 環境保全

●湖沼(2)

	全窒素 (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)	主な利用目的
I	0.1以下	0.005以下	自然環境保全
II	0.2以下	0.01以下	水道, 水産, 水浴
III	0.4以下	0.03以下	水道
IV	0.6以下	0.05以下	水産
V	1以下	0.1以下	水産, 工業用水, 農業用水, 環境保全

●海域(1)

	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD) (mg/ℓ)	溶存酸素量 (DO) (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	主利用目的
A	7.8~8.3	2以下	7.5以上	1,000以下	N.D	自然環境保全, 水産, 水浴
B	7.8~8.3	3以下	5以上	—	N.D	水産, 工業用水
C	7.0~8.3	8以下	2以上	—	—	環境保全

●海域(2)

	全窒素 (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)	主な利用目的
I	0.2以下	0.02以下	自然環境保全
II	0.3以下	0.03以下	水産, 水浴
III	0.6以下	0.05以下	水産
IV	1.0以下	0.09以下	水産, 工業用水, 生物生息環境保全

(注) MPN：最確数法による数値
N.D：検出されないこと
主な利用目的には、下位の水質で掲げられているものを含む。

2 水質汚濁の現状

県内の水質汚濁の状況は、人の健康の保護に関する環境基準の項目は、すべての公共用水域で環境基準を達成しています。

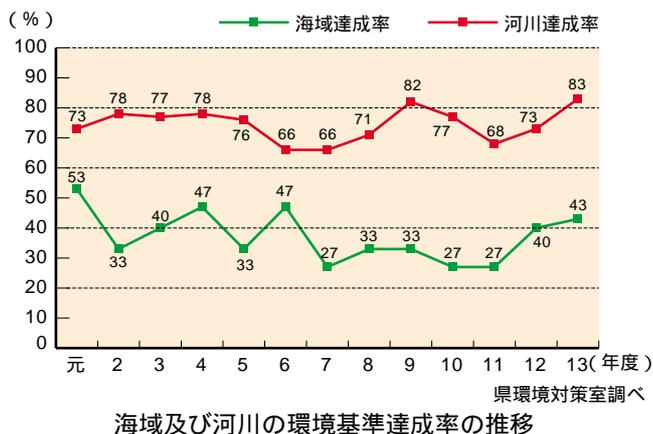
しかし、生活環境の保全に関する環境基準については、多くの水域で達成されておらず、有機物による水質汚濁の指標となるBOD（河川）及びCOD（湖沼・海域）の環境基準達成率は、河川では83%、海域では43%、湖沼で67%となっています。

なお、県内で排出される水質の汚濁負荷量の状況は、CODでみると、産業排水が約5割、生活排水が約4割を占めています。CODの環境基準を達成するためには、富栄養化の原因物質である窒素及びりんの対策も併せて必要となっています。

水質汚濁の環境基準達成状況

区分	達成水域数	水域数	達成率(%)
河川(BOD)	68	82	83
海域(COD)	6	14	43

県環境対策室調べ



3 水環境保全のための主な取組

1. 公共用水域等の常時監視

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行っています。

2. 発生源対策

工場や事業場の排水検査を実施するなどの監視を行うとともに、排水処理施設や排水方法の改善等必要な措置を講じています。

3. 汚濁負荷量削減対策

これまでCODについて総量削減計画及び総量規制基準の策定等を行ってきましたが、新たに窒素含有量及びりん含有量を加えた総量削減計画及び総量規制基準の策定等を行い、富栄養化の防止を含めた汚濁負荷量削減対策を進めていきます。

4. 生活排水対策

市町村や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施しています。なお、生活排水による汚濁が進んだ5つの河川流域は生活排水対策重点地域に指定し、対策の推進を図っています。



環境三二知識

富栄養化とは...

水の交換が悪い閉鎖性水域（湖沼や内湾）において、工場排水、生活排水、農業用水等により、水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増えて、プランクトンが増殖しやすい状態になることをいいます。（これに対して、栄養塩類が少なく生物生産の少ない状態を貧栄養といいます。）

富栄養化によって植物プランクトンが異常に増えると、アオコ（湖沼）や赤潮（主に海域）が発生し、水質の悪化や魚が死んだりする原因となります。

第3節 瀬戸内海的环境保全・創造

瀬戸内海的环境保全・創造のためには、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるとの認識のもとに、県民・事業者・行政が一体となって、环境保全・創造に関する取組を推進する必要があります。

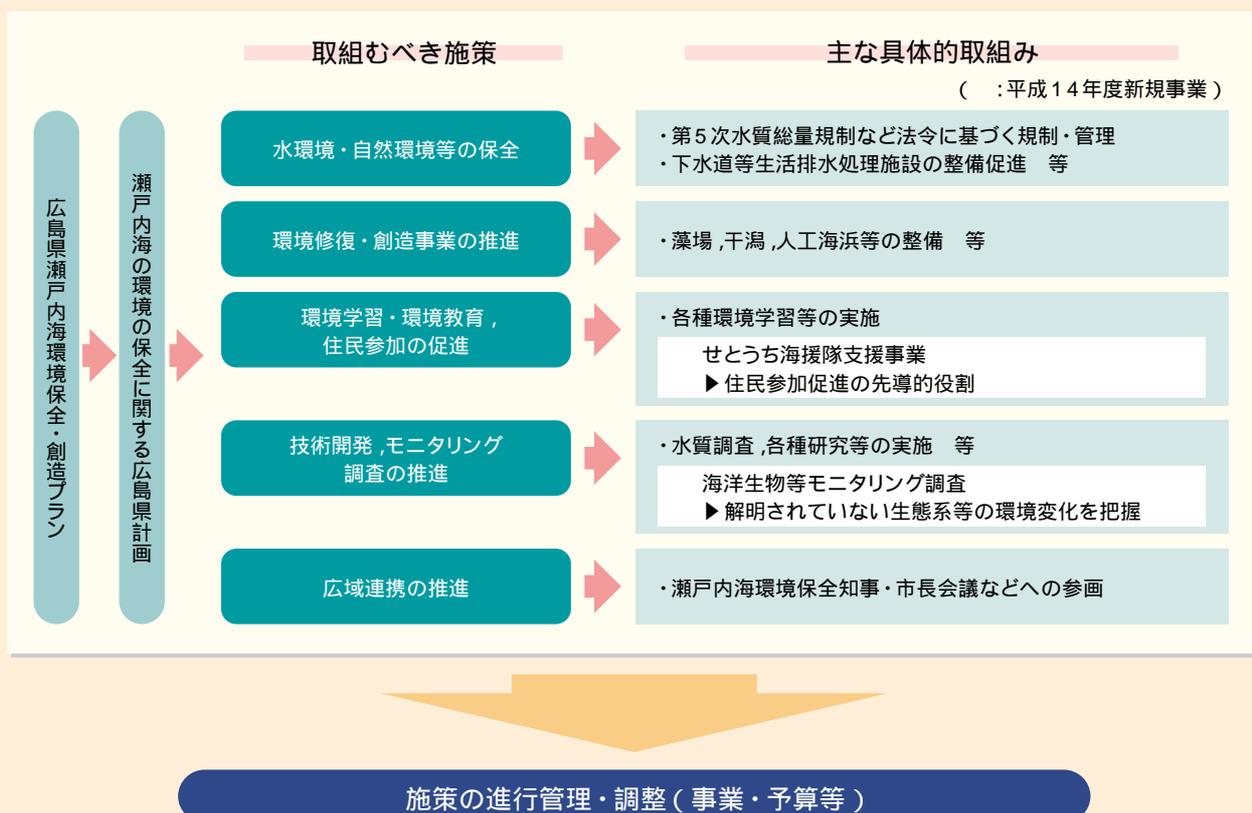
1 瀬戸内海的环境の現状

瀬戸内海的环境の状況は、高度成長期以降、汚濁物質の総量規制、指定物質の削減指導などの水質保全対策や下水道等の整備により、一時期の危機的状況は脱することができたものの、近年、水質の改善は必ずしも十分でなく、依然として赤潮の発生が見られます。また、沿岸部における埋立て等の開発により、藻場・干潟、自然海岸などの貴重な自然環境が減少しつつあるなど課題が山積しています。

2 瀬戸内海的环境保全・創造のための主な取組

平成13年3月に策定した「広島県瀬戸内海环境保全・創造プラン」及び平成14年7月に変更した瀬戸内海环境保全特別措置法に基づく「瀬戸内海的环境の保全に関する広島県計画」に基づき、貴重な自然環境の保全や环境修復・創造事業に取り組むとともに、これらの推進に不可欠な住民参加や調査研究などに関する先導的・モデル的取組を推進し、関係施策の計画的・総合的な展開を図ります。

瀬戸内海环境保全・創造施策の展開



第4節 騒音・振動・悪臭の防止

騒音とは、「好ましくない音」、「ないほうが良い音」の総称を、振動とは、「人為的な揺れ」のことを、悪臭とは、「不快感、嫌悪感を与えるに違い」のことをいいます。

騒音・振動・悪臭は、人に心理的・生理的な影響をもたらしますが、感知の程度に個人差があることから感覚公害と呼ばれています。

1 環境基準

騒音の環境基準については、地域の類型及び区分ごとに次のとおり定められています。

騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型		基準値	
		昼間	夜間
地域以外の地域	AA	50デシベル以下	40デシベル以下
	A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
	C	60デシベル以下	50デシベル以下
地域に面する	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下 45デシベル以下	65デシベル以下 40デシベル以下

備考

1. 地域の類型

AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2. 時間の区分

昼間:午前6時から午後10時まで

夜間:午後10時から翌日の午前6時まで

3. は屋内へ浸透する騒音に係る基準(個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。)

4. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

5. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
- 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

? 環境ミニ知識

デシベルとは.....

騒音(振動)に対する人間の感じ方は、音(振幅)、周波数によって異なります。騒音(振動)の大きさは、物理的に測定した音(振幅)の強さに、周波数ごとの聴感補正(感覚補正)を加味して、デシベルで表します。

騒音の大きさの例

(単位:デシベル)

120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2メートル)、リベット打ち
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、ピアノの演奏(前方1m)
70	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音(前方1m)

振動の影響例

(単位:デシベル)

90	人体に生理的影響が生じ始める
80	産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合) 深い睡眠にも影響がある
70	浅い睡眠に影響がではじめる
60	振動を感じ始める ほとんど睡眠影響はない
50	
40	常時微動

2 現 状

騒音公害は、近年は、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴う近隣騒音が問題となっています。また、近年のモータリゼーションの進展に伴い、道路交通騒音の問題が生じています。

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えています。

悪臭公害は、その発生源が多種多様であり、様々な臭気物質が混合して生じていることなど、その態様は複雑です。

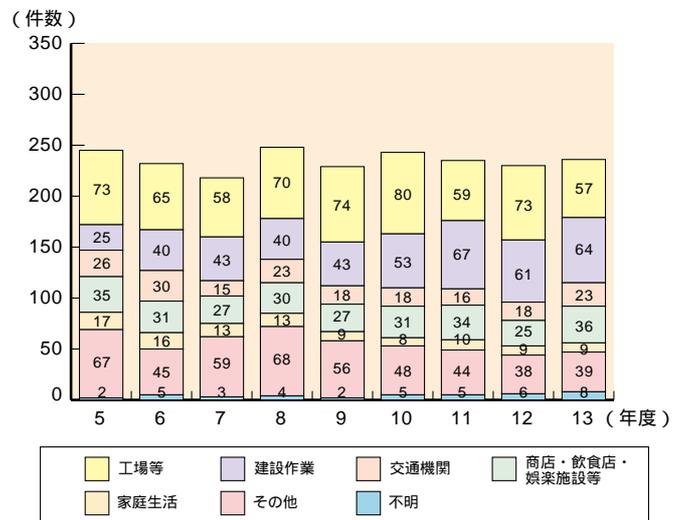
騒音の環境基準達成状況（平成13年度）

区 分		一般地域	道路に面する地域	
			後背地	道路端
A類型	測定件数	81	18	21
	適合件数	70	17	14
	適合率	86.4%	94.4%	66.7%
B類型	測定件数	421	64	82
	適合件数	364	58	52
	適合率	86.5%	90.6%	63.4%
C類型	測定件数	163	37	81
	適合件数	130	34	52
	適合率	79.8%	91.9%	64.2%
合計	測定件数	665	119	184
	適合件数	654	109	118
	適合率	84.8%	91.6%	64.1%
未指定地域	測定件数	112	28	55
	適合件数	85	23	38
	適合率	75.9%	82.1%	69.1%

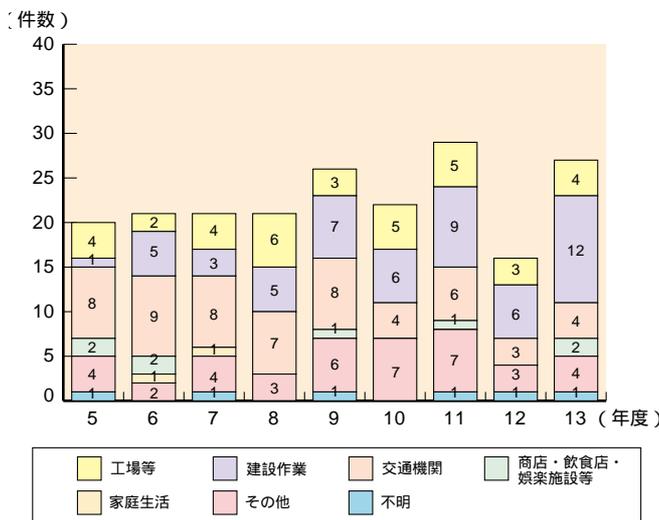
注) 1. 未指定地域は、B型類型の地域として評価した。
2. 測定時間帯は昼間（6時～22時）である。 県環境対策室調べ

3 騒音・振動・悪臭防止のための主な取組

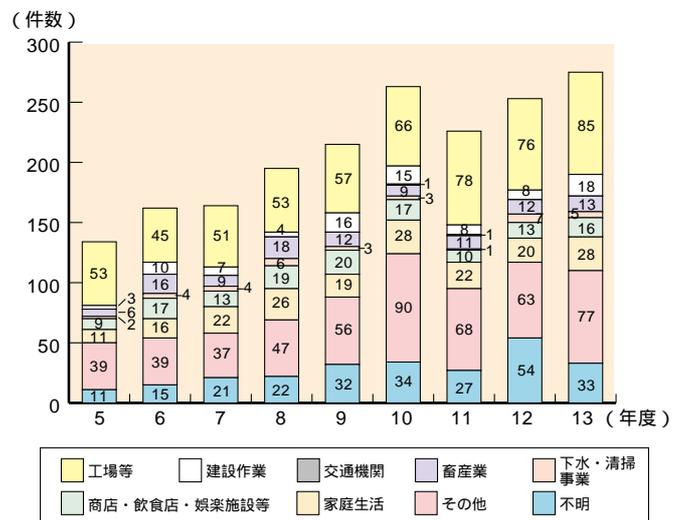
騒音・振動・悪臭防止対策として、地域の指定を行い、発生源に対する規制基準に基づき規制を行っています。



騒音に係る苦情件数の推移



振動に係る苦情件数の推移



悪臭に係る苦情件数の推移

第5節 化学物質による環境リスクの低減

私たちが身近に使用しているプラスチック製品，化学繊維衣料，医薬品，洗剤，塗料，殺虫剤などは，様々な化学物質を利用して作られています。しかしながら，化学物質の中には，人の健康や生態系に有害な影響をもたらす可能性があると考えられているものがあり，不適正な管理や事故で大気，水，土壌などの環境に排出されることによる環境汚染への懸念が広がっています。

中でも，ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）は，人の生命・健康に重大な影響を与え，世代を超えた深刻な影響をもたらすおそれのある物質とされています。

1 ダイオキシン類対策

1. 環境基準

ダイオキシン類に関しては，「ダイオキシン類対策特別措置法」により，ダイオキシン類による大気の汚染，水質の汚濁，土壌の汚染に関する環境基準が定められています。

ダイオキシン類による汚染に係る環境基準

調査項目	環境基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ (年間平均値)
公共用水域 (河川・海域， 地下水)	水質 1pg-TEQ/L (年間平均値)
	底質 150pg-TEQ/g
土壌	1,000pg-TEQ/g

2. 環境汚染の状況

海田東公民館（海田町）で大気調査結果が環境基準値を超過しましたが，その他は全ての地点で環境基準を達成しています。なお，環境基準を超過した海田東公民館について，周辺の工場・事業場に対するダイオキシン類削減の立入指導及び海田町民へのごみ減量化の啓発等を実施した後，同地点及び周辺地域の詳細調査を実施したところ，全ての地点で環境基準を下回りました。

ダイオキシン類環境汚染状況調査結果（平成13年度）

調査項目	調査地点数	環境基準値を下回った地点数	濃度範囲
大気	33	32	0.031～1.1pg-TEQ/m ³
公共用水域 (河川・海域， 地下水)	水質	45	45
	底質	18	18
土壌	72	72	0.0014～20pg-TEQ/g

注)海田東公民館周辺地域の大气詳細調査を含む。

県環境対策室・広島市・福山市・呉市調べ

3. ダイオキシン類汚染対策の主な取組

(1) 発生源対策

廃棄物焼却炉を設置する事業場等に対して立入検査を実施し，排出基準の遵守や自主測定の実施を指導しています。

(2) 広報・啓発

県民に対し，ごみの発生抑制，分別排出，リサイクル等について広報・啓発を実施しています。

2 環境ホルモン等化学物質対策

1. 現状

(1) 環境ホルモン

内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）による環境汚染について，その実態を把握するため，河川8地点，海域5地点で27物質を調査した結果，その検出状況は全国調査結果の範囲内となっています。

(2) その他の有害化学物質

発ガン性などが指摘されている化学物質について、大気12地点、河川14地点、地下水64地点においてモニタリングを実施しています。

2. 環境ホルモン等化学物質対策の主な取組

PRTRの推進

化学物質の排出量などが適切に届出（PRTR制度）されるよう啓発・指導を行うほか、事業者が自主的に化学物質の管理・低減を図れるよう自主管理マニュアルの作成指導を行っています。

また、届出情報の公表に伴い、事業者と住民の相互理解（リスクコミュニケーション）が大切となることから、これが円滑に推進されるよう取り組んでいます。



PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）とは

化学物質を取り扱う全国の業者が、1年間にどのような物質をどれだけ環境中に排出したか、あるいは廃棄物としてどれだけ移動したかを国に届けます。国はそれを推計し、毎年公表します。

また、家庭や農地、自動車などから排出される化学物質の量も国が推計し、事業者からの届出とあわせて公表することになっています。



? 環境三二知識

環境ホルモンとは.....

平成8年に刊行された「Our Stolen Future」(邦訳「奪われし未来」著者：シーア・コルボーン等)という本では、DDT、クロルデン、ノニルフェノール等の化学物質が人の健康状態(男性の精子数減少、女性の乳がん罹患率の上昇)や、野生生物への影響(ワニの生殖器の奇形、ニジマス等の魚類の雌性化等)をもたらしている可能性について指摘がされました。

このように、内分泌系(ホルモン)に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を起こす外因性の化学物質を、内分泌かく乱化学物質と言い、一般には環境ホルモンと呼ばれています。

環境ホルモンについては、その有害性等が未解明であるため、県としても、関係府省と連携して、汚染実態の把握等の調査を行っています。

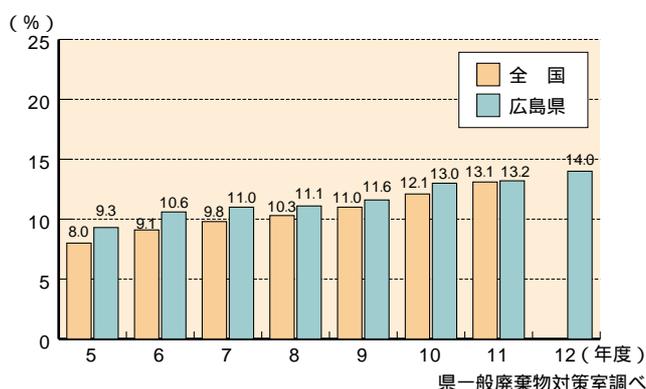
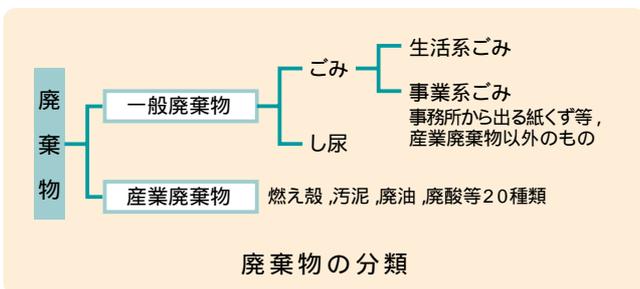
また、国際的に協調した調査研究も実施されており、平成14年11月には、広島市の「広島国際会議場」で「第5回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム」が環境省主催で開催されます。

第6節 廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理の推進

毎日の生活や事業活動に伴って排出される不要物（＝廃棄物）には多くの種類があり、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。一般廃棄物とは、家庭などから発生するごみやし尿などの廃棄物をいい、産業廃棄物とは、工場などの事業活動に伴って発生する燃え殻、汚泥などをいいます。

なお、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することになっています。

1 廃棄物の分類



リサイクル率の推移

リサイクル率＝〔（ごみの資源化量＋集団回収量）／（ごみの処理量＋集団回収量）〕×100
資源化量＝市町村で資源化した量

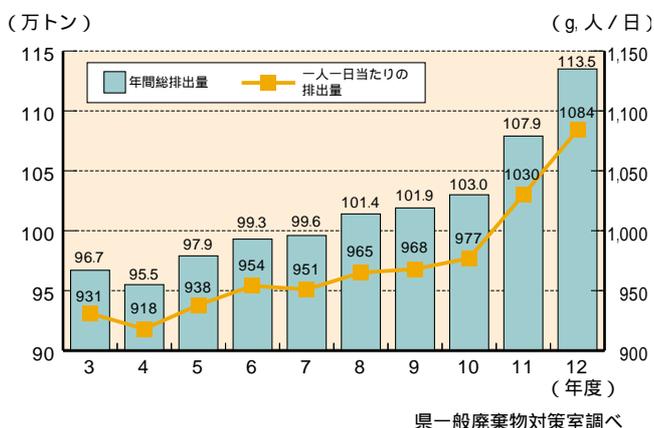
2 現 状

平成12年度に県内で排出された一般廃棄物は、113.5万トンで、1日人あたりでは、1,084グラムとなっています。

また、リサイクル率は年々上昇し14.0%となっています。

産業廃棄物の排出量は1,433万トンで、そのうちの64.7%（927万トン）が再生利用されています。

一般廃棄物の状況



ごみ排出量の推移

産業廃棄物の状況



排出等の推移

3 主な取組

廃棄物問題に対応するため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、やむを得ず出た廃棄物は減量化・リサイクルを行い、どうしても利用できない廃棄物は適正に処分するという考え方を基本とした取組を推進しています。

1. 廃棄物の排出抑制（ごみをつくらない）

廃棄物問題について計画的に取組む際の基本的方策を示す「広島県廃棄物処理計画」を策定します。また、環境学習、環境教育等による廃棄物の排出抑制を図っています。

2. 廃棄物減量化・リサイクルの推進（ごみを減らす）

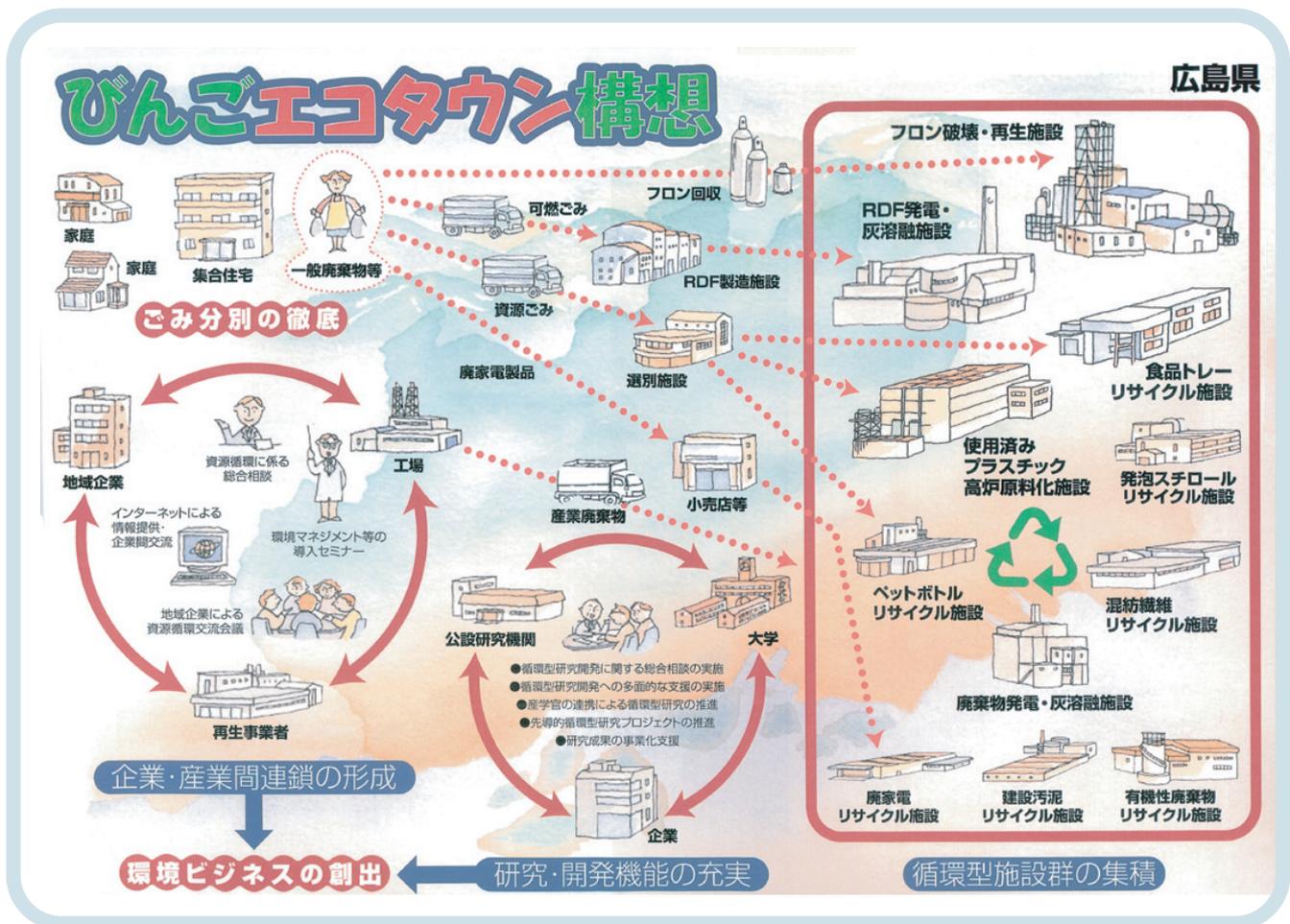
環境への負荷の少ない循環型社会広島を構築していくため、びんごエコタウン構想の実現を図るほか、市町村の広域的なごみの減量化・リサイクルへの取組に対する支援を行っています。

循環型経済拠点整備（びんごエコタウン構想）
 福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融施設）
 広域ゴミゼロアクション支援事業

3. 廃棄物の適正処理の推進（適正に処理する）

廃棄物の適正処理を推進するための取組を行っています。

廃棄物の適正処理対策事業
 ダイオキシン類排出抑制指導事業
 公共関与による廃棄物処分手業



第2章 共生

～ 自然と人がふれあう潤いのある広島 ～

第1節 優れた自然環境の保全

緑豊かな中国山地や多島美を誇る瀬戸内海等多様な自然，気候の変化に富み，動植物も多様な本県の優れた自然，かけがえのない自然を保全し，次世代へと継承していく必要があります。

1 自然公園

本県では，優れた自然の風景地の保護，利用等を目的として，瀬戸内海国立公園，西中国山地国定公園，比婆道後帝釈国定公園，6県立自然公園（南原峡・三倉岳・竹林寺用倉山・仏通寺御調八幡宮・山野峡・神之瀬峡）の9自然公園が指定されています。また，このほか，自然公園や文化財等を有機的に結ぶ中国自然歩道及び広島県自然歩道があります。

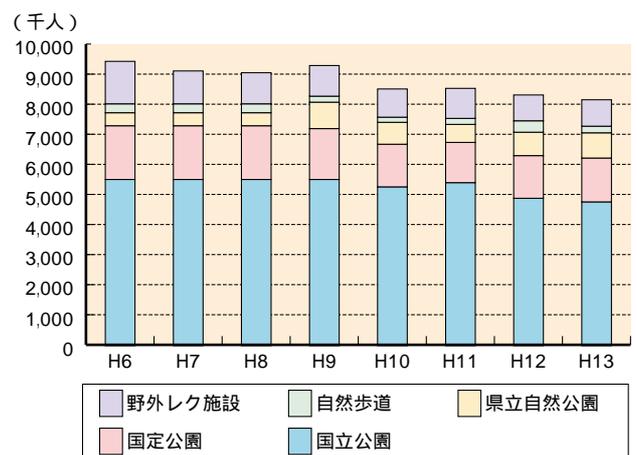
風景地の保護のため適正に管理するとともに，自然とふれあう機会を提供し，快適な利用を図るため自然公園施設等（便所，園地等）の整備を行っています。

2 県自然環境保全地域等

自然公園以外の区域でも貴重な自然環境を保全するため県自然環境保全地域（27地域）・緑地環境保全地域（22地域）・自然海浜保全地区（19地区）を指定しています。

3 野外レクリエーション施設

優れた自然環境にある森林等の保護や瀬戸内海の海浜の利用増進及び県民の休養の場として，もみのき森林公園，中央森林公園，県民の森，県民の浜を設置しています。



県自然環境保全室調べ

自然公園等利用者数一覧

第2節 生物多様性の保全



私たちは、生態系の一員として、多くの生き物たちと一緒に同じ地球上で生活しています。貴重な野生生物を絶滅から救うことは県民みんなの未来への責任です。

1 現 状

県内には、北方や南方、大陸に由来する種、氷河期の生き証人ともいべき亜高山性植物、中国山地で固有な種に分化したと考えられる種など、貴重な野生生物が数多く生息、生育しています。しかし、近年、さまざまな人間活動の影響を受け、多くの野生生物の種が絶滅し、または絶滅のおそれが生じています。

2 野生生物の保護のための取組

広島県野生生物の種の保護に関する条例による保護管理対策を行う種として11種を指定しています。また、県内の絶滅のおそれのある種300種（動物122種、植物178種）を選定しています。

このうち、ツキノワグマ、アビ類、ミヤジマトンボ、ヒメシロチョウ、カワシンジュガイ、ヤチシャジンについては、保護管理計画を策定し、個体数の維持・回復を図るた

め、繁殖の促進、生息地等の整備、保護意識の普及啓発などの保護管理事業を実施しています。また、絶滅のおそれの高いツキノワグマについては、クマレンジャーによる出没地域周辺のパトロールや捕獲個体の一部放獣等を実施しています。

指定野生生物種

ツキノワグマ	哺乳類	ヒメシロチョウ	昆虫類
アビ類（シロエリオオハム、オオハム、アビ）	鳥類	ミズニラ（シナミズニラを含む）	シダ植物
ダルマガエル	両生類	オグラセンノウ	種子植物
スイゲンゼニタナゴ	淡水魚類	ツルマンリョウ	〃
カワシンジュガイ	淡水産貝類	ヤチシャジン	〃
（ミヤジマトンボ）	昆虫類	計11種類（内1種は特定野生生物種。実数は10種）	

特定野生生物種

ミヤジマトンボ	昆虫類	1種
---------	-----	----



第3節 自然を身近に感じられる快適環境の形成

快適で魅力あるふるさと広島の創生を目指し、身近な緑や水辺、美しい町並みや歴史的・文化的な雰囲気など、快適環境の形成を図ることが重要です。

1 優れた景観の保全と創造

美しい景観を保全・創造し、ゆとりとうるおいのある広島らしい景観の形成を図るため、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域における届出指導を行っています。また、市町村が景観形成施策に主体的に取り組み、推進することができるよう支援等を行っています。

平成13年度届出件数

区 分		13年度
景観指定地域	宮島・大野	15
	新広島空港周辺	20
	西中国山地国定公園周辺	10
	西瀬戸自動車道	50
	安芸灘架橋	5
小 計		100
大規模行為届出対象地域		284
小 計		284
合 計		384

2 みどり・水辺環境の保全と創造

都市においては、生活の中で関わりの深い身近な自然が減少し、一方、農山漁村では、過疎化・高齢化が進行している地域を中心に、森林・農地等の環境保全機能の維持が困難な地域が発生しています。そのため、都市におけるみどりの保全・創造や地域緑化、田園・農山村における資源の保全と活用等を推進しています。

さらに、周辺の景観や自然環境との調和を図りつつ、地域の人々が水辺に親しみやすい河川、港湾、漁港、海岸等の水辺環境の整備を進めています。

● 届出の必要な地域
(平成14年4月1日現在)



第3章 参加

～ みんなの参加により環境をはぐくむ広島 ～

今日の環境問題を解決していくには、県民・事業者・行政などあらゆる主体の一人ひとりが、それぞれの環境保全における役割の重要性を認識し、自主的・積極的に環境に配慮した活動を進めていくことが重要です。

1 環境に配慮した自主的行動の促進

1. 環境保全に向けた率先的取組の推進

県内の社会経済活動に大きな位置を占めている県民が、事業者・消費者としての立場から率先して温室効果ガスの排出を抑制したり、省資源・省エネルギーへの取組みを強化するため、「広島県地球温暖化対策実行計画」を策定し、電気使用量の削減や、再生コピー用紙使用率の向上など、具体的な取組を進めています。

さらに、「広島県グリーン購入方針」(平成13年3月)を策定し、環境物品等の購入を推進しています。

2. 自主的な活動の支援

(1) パートナーシップの構築と取組の促進

県民、事業者、行政の各主体間の連携を図り、環境に配慮した自主的行動を促進するため「環境にやさしいひろしま県民会議」や「ひろしま地球環境フォーラム」などの環境保全推進組織の支援を行い、また、これらと連携した取組を推進しています。

また、広島県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、県内における地球温暖化対策への取組を推進しています。

- (2) 指導者の育成(環境保全アドバイザー等)
- (3) 環境情報の提供
- (4) 環境保全活動の顕彰

パートナーシップの構築と取組の促進

環境にやさしいひろしま県民会議	ひろしま地球環境フォーラム
県民,事業者,行政 56 団体	県内企業等約 280 社
省資源・省エネルギー,リサイクル運動,エコドライブ運動など「環境にやさしい県民運動」を推進	各種講演会,セミナー,先進地視察,国際協力など「環境にやさしい企業活動」の普及促進

2 環境保全思想の普及啓発・環境教育の推進

1. 環境保全思想の普及啓発の推進

(1) 環境保全行事の実施

「環境の日」(6月5日),「環境月間」(6月),「瀬戸内海環境保全月間」(6月),「リサイクル推進月間」(10月)等

(2) グリーン・コンシューマリズムの普及と啓発

2. 環境学習・環境教育の推進

(1) 体験型環境学習の推進

(2) 学校教育における環境学習・環境教育の推進

(3) 社会教育・生涯学習における環境学習・環境教育の推進

環境保全セミナーの開催 環境保全アドバイザーの派遣,こどもエコクラブ・緑の少年団の活動の支援等

(4) 環境学習・環境教育の拠点整備

第4章 交流

～ 交流と連携により環境を守り育てる広島 ～

瀬戸内海や中国山地の環境保全をはじめ、時間的・空間的広がりを持つに至った今日の環境問題に適切に対応するためには、近隣県との広域連携のもと、中国・四国が一体となった取組みを推進していくことが重要です。

1 自然環境の保全に向けた広域的連携

1. 瀬戸内海環境保全の推進

「瀬戸内海の環境保全知事・市長会議」, 「(社)瀬戸内海環境保全協会」に参画し、関係府県、市や漁業・環境保全団体等と連携して、総合的な瀬戸内海の環境保全対策や普及啓発活動、調査研究等を実施しています。

また、行政と民間が一体となって県民総ぐるみできれいな海を取り戻すための諸事業を展開しています。

瀬戸内海環境保全知事・市長会議

組 織	沿岸の2府11県・5政令市・10中核市の知事・市長で構成(昭和46年設立)
-----	---------------------------------------

(社)瀬戸内海環境保全協会

組 織	沿岸の2府11県・5政令市・10中核市・12漁業協同組合連合会, 8衛生組織連合会, 国立公園協会等で構成(昭和52年設立)
-----	--

2. 中国山地森林文化圏整備事業の推進

島根県との県境に広がる中国山地の振興策として、「中央」と「西」の圏域で新たな視点により地域づくりを行っています。

中国山地森林文化圏整備事業の推進

中央中国山地森林文化圏

対象地域	広島県	君田村, 布野村, 作木村, 西城町, 口和町, 高野町, 比和町
	島根県	仁多町, 横田町, 吉田村, 頓原町, 赤来町
	合計	12町村

西中国山地森林文化圏

対象地域	広島県	吉和村, 加計町, 筒賀村, 戸河内町, 芸北町
	島根県	美都町, 匹見町, 津和野町, 日原町, 柿木村, 六日市町, 金城町, 旭町, 弥栄村
	合計	14町村

2 生活環境の保全に向けた広域的連携の推進 フロン回収破壊法の円滑な施行

フロン回収破壊法の円滑な施行を推進するため、中国四国各県による連絡会議において、協議及び情報交換を行っています。

第5章 地球

～ 地球環境の保全に貢献する広島 ～

地球環境問題とは、被害や影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模で広がる環境問題及び国際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題のことです。

地球環境問題の種類

区 分	概 要	影 響 等
地 球 温 暖 化	二酸化炭素など大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し、地球が温暖化する問題	海面上昇や異常気象の増加、農林水産業への被害などが予想
オゾン層の破壊	人工の化学物質であるフロン・ハロンなどによって、成層圏のオゾン層が破壊される問題	有害な紫外線が地上に降り注ぐことによって、人間の健康被害や生態系への影響が懸念
酸 性 雨	化石燃料の燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物によって、雨、霧、雲などが酸性化する問題	森林被害や建築物被害、湖沼生態系の破壊など
海 洋 汚 染	廃棄物、油、化学物質などによって、海の汚染が世界的に進んでいる問題	海の持つ機能（酸素の供給、地球の気温の平均化、二酸化炭素の固定、食糧供給源）の低下
森 林 破 壊	開発などによって、野生生物の宝庫と言われる熱帯林など、森林の破壊が進行している問題	森林の持つ機能（酸素の供給・大気の浄化、水の循環、生態系の保全、土壌の保全）の低下
野 生 生 物 種 の 減 少	開発などに伴う生息・生育環境の悪化などによって、野生生物の種の数が世界的に減少している問題	生態系（食物連鎖）の破壊に伴う食糧不足が懸念
砂 漠 化	過度の放牧や無計画な耕作などによって土地が荒廃し、砂漠化が進行している問題	食糧生産、周辺住民の生活環境、気候への影響が懸念
有害廃棄物の越境移動	有害な廃棄物が国境を越えて移動され、移動先の国で環境問題などを引き起こしている問題	当該国における環境悪化とともに、上記 から とも 関連
開発途上国等の公害問題	急速な工業化や都市化などにより、開発途上国などで公害問題が深刻化している問題	
国際的に価値の高い環境の保護	開発などにより、国際的に高い価値があると認められる環境の破壊が進行している問題	

1 現 状

広島県の平成11年度の二酸化炭素の排出量は、3,807万t-CO₂であり、平成2年度の3,603万t-CO₂に比べ5.7%増加しています。部門別排出量で、産業部門の占める割合が60%と高くなっています。なお、全国の排出量は平成2年度の1,124百万t-CO₂から平成11年度の1,225百万t-CO₂へと9%増加しています。

広島県の二酸化炭素の排出量の推移

(単位:ton,%)

区 分	平成2年度		平成11年度		年度比 (H10/H2×100)
	排出量	構成比	排出量	構成比	
エネルギー転換部門	753,349	2.09	819,779	2.15	108.82
産業部門	22,879,193	63.50	22,739,492	59.73	99.39
運輸部門	5,202,464	14.44	6,023,115	15.82	115.77
民生(家庭)部門	3,591,322	9.97	4,479,738	11.77	124.74
民生(業務)部門	2,539,468	7.05	2,766,054	7.26	108.92
石灰石部門	786,129	2.18	936,802	2.46	119.17
廃棄物部門	275,974	0.77	307,345	0.81	111.37
合 計	36,027,899	100.00	38,072,325	100.00	105.67



2 地球環境の保全に関する主な取組

1. 地球環境保全推進体制

地球環境保全対策を総合的に推進していくため、庁内組織として、「地球環境問題対策協議会」、「地球環境対策室」を設置し、県における基本方針の協議や庁内の連絡調整等を図っています。

また、県民組織である「環境にやさしいひろしま県民会議」や県内企業の組織である「ひろしま地球環境フォーラム」などとも連携・協力を図っています。

2. 地球温暖化対策

平成12年3月に策定した広島県地球温暖化対策実行計画を推進することにより、県自らの省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化、グリーン購入などに一層努めています。

また、「環境にやさしいひろしま県民会議」が行う自主的取組を支援するとともに、広島県地球温暖化防止活動推進センター(財)広島県環境保健協会と連携して、二酸化炭素の排出実態調査を実施するなど、地球温暖化防止対策の取組を推進しています。

3. オゾン層保護対策

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)の適正な施行を図るとともに、関係業界団体、消費者団体、行政機関で構成する「広島県フロン回収推進協議会」を通じた啓発・協力要請を行うなど、オゾン層保護の取組を行っています。

4. 酸性雨

酸性雨の実態を把握するため、県内4市において、年間を通じて酸性雨の調査を実施しています。

5. 環境国際協力

国際協力事業団(JICA)と協力して、平成元年度から環境分野の研修員を受け入れ、研修を行うとともに、環境保全技術の移転に努めています。

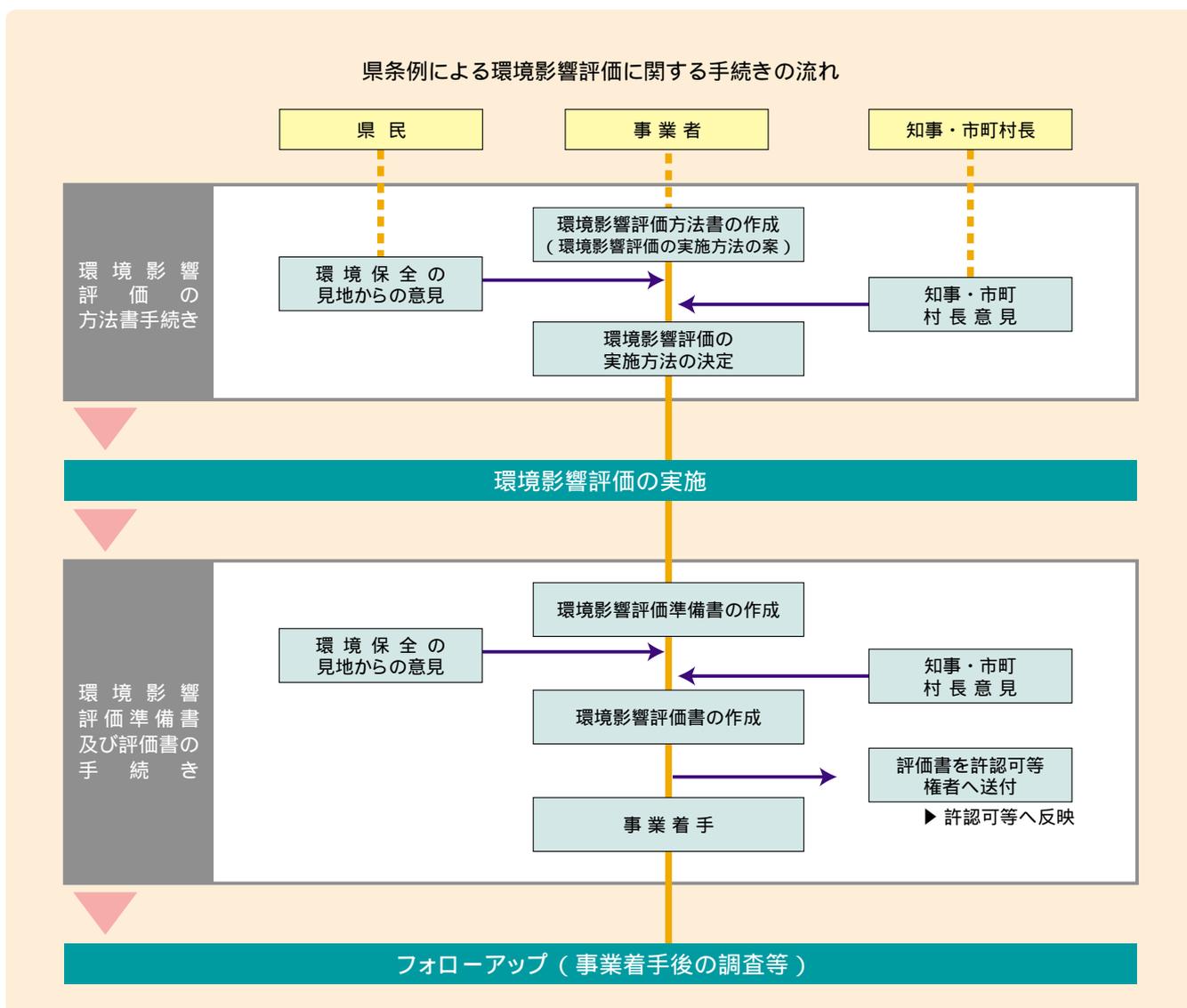
このほか、友好提携を結んでいる中国四川省と「国際保護合作事業」として研修員の受け入れや技術協力員の派遣などの環境協力を行っています。

第6章 共通的基盤的施策の推進

1 環境影響評価の推進

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、事業者は、事前に環境への影響について調査、予測及

び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴くなど、環境保全について適正な配慮を確保することにより、環境汚染の未然防止が図られるよう、環境影響評価（環境アセスメント）を行うこととなっています。



2 その他の共通的基盤的施策

1. 環境保全資金融資制度

公害防止施設の設備・改善をはじめ、環境保全のための経費について長期低利の融資制度によって資金的援助を行い、環境への負荷の低減を図るための取組の促進を図っています。

環境保全資金融資制度

制度の名称	内 容	貸付限度額
環境保全資金	中小企業者の公害防止施設や、地球環境の保全配慮した施設・設備等に要する資金の融資	5,000万円 〔ダイオキシン防止対策：8,000万円 マネジメントシステム導入：2,000万円〕
設備資金貸付制度及び設備貸与制度	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、小規模企業者等及び創業者が経営基盤の強化を図るため、公害防止設備を導入する場合の設備資金の貸付・設備貸与	設備資金貸付：4,000万円 (所要資金の1/2以内) 設備貸与：6,000万円
資金貸付高度化	中小企業者が、協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、構造改善高度化事業として貸付条件を優遇	取得資金の80%以内

2. 調査研究・技術開発の推進

保健環境センターをはじめとする県の各試験研究機関では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動など環境に関する測定や検査・分析、環境保全技術や健康影響、農業技術、環境にやさしい技術の開発などに取り組んでいます。



3. 環境監視・環境情報システムによる常時監視等の実施

大気汚染、水質汚濁、県内の工場からの汚染物質排出量など、環境に関するさまざまな情報を収集・蓄積し、行政計画の策定や環境影響評価の実施等を支援するため、大気汚染・水質汚濁に関する「監視システム」や、大気・水質等に関する「情報管理システム」を逐次整備し、運用を図っています。

4. 公害苦情事案・公害紛争への対応

県及び市町村は、公害に関する苦情について住民の相談に応じ、苦情処理に必要な調査、指導及び助言等を行っています。また、公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

公害苦情事案の処理状況

区 分	11年度			12年度			13年度			
	総数	解決件数	解決率(%)	総数	解決件数	解決率(%)	総数	解決件数	解決率(%)	
取扱件数	1,531	1,362	89.0	1,627	1,433	88.1	1,635	1,480	90.5	
公害の種類	大気汚染	488	454	93.0	513	480	93.6	470	443	94.3
	水質汚濁	365	332	91.0	376	334	88.8	362	342	94.5
	騒音	235	213	90.6	230	208	90.4	236	222	94.1
	振動	29	25	86.2	16	12	75.0	27	26	96.3
	悪臭	226	194	85.8	235	217	85.8	275	248	90.2
	土壌汚染	9	9	100.0	3	3	100.0	3	2	66.7
	地盤沈下									
その他	179	135	75.4	236	179	75.8	262	197	75.2	

県環境対策室調べ

県・市町村の環境行政組織

(平成14年4月1日現在)

● 県

局 室 名			所 在 地	T E L
環 境 局	環 境 創 造 総 室	環 境 政 策 室 環 境 対 策 室 環 境 調 整 室 自 然 環 境 保 全 室 循 環 型 社 会 推 進 室 一 般 廃 棄 物 対 策 室 産 業 廃 棄 物 対 策 室	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-228-2111 (代表)
	廃 棄 物 対 策 総 室			
事 務 所 名			所 在 地	T E L
生 活 環 境 ・ 廃 棄 物	広 島 地 域 事 務 所	厚 生 環 境 局 環 境 管 理 課	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
	呉 地 域 事 務 所	厚 生 環 境 局 環 境 管 理 課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	芸 北 地 域 事 務 所	厚 生 環 境 局 環 境 管 理 課	〒731-0221 広島市安佐北区可部 4-1-2-1	082-814-3181
	東 広 島 地 域 事 務 所	厚 生 環 境 局 環 境 管 理 課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	0824-22-6911
	尾 三 地 域 事 務 所	厚 生 環 境 局 環 境 管 理 課	〒723-0015 三原市円一町 2-4-1	0848-64-2322
	福 山 地 域 事 務 所	厚 生 環 境 局 環 境 管 理 課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	備 北 地 域 事 務 所	厚 生 環 境 局 環 境 管 理 課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
自 然 環 境	広 島 地 域 事 務 所	農 林 局 林 務 第 一 課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-228-2111
	呉 地 域 事 務 所	農 林 局 林 務 第 一 課	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
	芸 北 地 域 事 務 所	農 林 局 林 務 第 一 課	〒731-0221 広島市安佐北区可部 4-1-2-1	082-814-3181
	東 広 島 地 域 事 務 所	農 林 局 林 務 課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	0824-22-6911
	尾 三 地 域 事 務 所	農 林 局 林 務 課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
	福 山 地 域 事 務 所	農 林 局 林 務 第 一 課	〒720-0031 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
	備 北 地 域 事 務 所	農 林 局 林 務 課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
	"	農 林 局 庄 原 支 局 林 務 第 一 課	〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1	08247-2-2015
保 健 環 境 セ ン タ ー			〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29	082-255-7131

● 市町村

市町村	課 名	T E L	市町村	課 名	T E L	市町村	課 名	T E L
広 島 市	環 境 政 策 課	082-504-2203	大 柿 町	町 民 生 活 課	0823-57-3000	御 調 町	生 活 防 災 課	08487-6-2925
呉 市	環 境 政 策 課	0823-25-3301	加 計 町	住 民 生 活 課	08262-2-1115	久 井 町	生 活 課	0847-32-7112
竹 原 市	市 民 生 活 課	0846-22-2270	筒 賀 村	住 民 福 祉 課	08263-2-2121	向 島 町	環 境 保 健 課	0848-44-0110
三 原 市	環 境 管 理 課	0848-63-1210	戸 河 内 町	住 民 福 祉 課	08262-8-2111	甲 山 町	町 民 課	0847-22-1111
尾 道 市	生 活 環 境 課	0848-25-7132	芸 北 町	住 民 福 祉 課	08263-5-0111	世 羅 町	環 境 整 備 課	08472-2-5301
因 島 市	健 康 対 策 課	08452-2-4575	大 朝 町	福 祉 保 健 課	0826-82-2211	世 羅 西 町	環 境 整 備 課	0847-37-2111
福 山 市	環 境 保 全 課	084-928-1072	千 代 田 町	福 祉 保 健 課	0826-72-2111	内 海 町	環 境 整 備 課	0849-86-3111
府 中 市	保 健 課	0847-43-7116	豊 平 町	住 民 課	0826-83-1122	沼 隈 町	都 市 企 業 課	084-980-7713
三 次 市	ふ れ あ い 生 活 課	0824-62-6136	吉 田 町	町 民 課	0826-42-5616	神 辺 町	環 境 整 備 課	0849-62-5027
庄 原 市	市 民 生 活 課	08247-3-1154	八 千 代 町	福 祉 保 健 課	0826-52-2111	新 市 町	保 健 福 祉 課	0847-52-5511
大 竹 市	環 境 整 備 課	0827-52-5224	美 土 里 町	福 祉 保 健 課	0826-54-0311	油 木 町	住 民 福 祉 課	08478-2-0211
東 広 島 市	環 境 衛 生 課	0824-20-0926	高 宮 町	住 民 課	0826-57-0311	神 石 町	福 祉 課	08478-7-0211
廿 日 市 市	環 境 政 策 課	0829-20-0001	甲 田 町	住 民 課	0826-45-4111	豊 松 村	地 域 対 策 課	08478-4-2215
府 中 町	環 境 保 全 課	082-286-3244	向 原 町	福 祉 課	0826-46-3111	(神)三 和 町	福 祉 課	08478-5-5114
海 田 町	保 健 セ ン タ ー	082-823-4418	黒 瀬 町	生 活 環 境 課	0823-82-0205	上 下 町	環 境 整 備 課	0847-62-4199
熊 野 町	生 活 環 境 課	082-820-5606	福 富 町	環 境 整 備 課	0824-35-2211	総 領 町	健 康 福 祉 課	082488-3110
坂 町	環 境 防 災 課	082-820-1506	豊 栄 町	町 民 生 活 課	0824-32-2214	甲 奴 町	住 民 課	0847-67-2122
江 田 島 町	住 民 課	0823-42-1111	大 和 町	環 境 対 策 課	08473-3-0222	君 田 村	医 療 保 健 セ ン タ ー	0824-53-2495
音 戸 町	環 境 衛 生 課	0823-52-1243	河 内 町	福 祉 環 境 課	0824-37-2903	布 野 村	住 民 課	0824-54-2111
倉 橋 町	生 活 課	0823-53-2101	本 郷 町	町 民 課	0848-86-1114	作 木 村	福 祉 課	0824-55-2113
下 蒲 刈 町	住 民 課	0823-65-2311	安 芸 津 町	福 祉 課	0846-45-1100	吉 舎 町	住 民 課	0824-43-3111
蒲 刈 町	住 民 福 祉 課	0823-66-1111	安 浦 町	町 民 課	0823-84-2269	三 良 坂 町	住 民 課	0824-44-3111
大 野 町	環 境 対 策 課	0829-55-2000	川 尻 町	環 境 衛 生 課	0823-87-3313	(双)三 和 町	福 祉 保 健 課	0824-52-3114
湯 来 町	町 民 課	0829-83-0111	豊 浜 町	住 民 課	08466-8-2211	西 城 町	企 画 振 興 課	08248-2-2121
佐 伯 町	町 民 課	0829-72-1112	豊 町	町 民 課	08466-6-2131	東 城 町	環 境 整 備 課	08477-2-5141
吉 和 村	住 民 福 祉 課	0829-77-2111	大 崎 町	保 健 福 祉 課	08466-4-3510	口 和 町	福 祉 保 健 課	08248-9-7070
宮 島 町	住 民 課	0829-44-2001	東 野 町	町 民 課	08466-5-3111	高 野 町	福 祉 保 健 課	082486-2477
能 美 町	住 民 課	0823-45-2711	木 江 町	町 民 課	08466-2-0300	比 和 町	住 民 課	082485-3000
沖 美 町	福 祉 保 健 課	0823-48-0211	瀬 戸 田 町	環 境 衛 生 課	08452-7-0454			



広島県の環境

平成14(2002)年版環境白書 概要
(環境に関する年次報告)

平成14年10月発行

編集
発行 広島県環境生活部環境局
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL(082)228-2111

印刷 株式会社 タカトープリントメディア
〒730-0052 広島市中区千田町3丁目2-30
TEL(082)244-1110

